

平成 20 年 6 月 16 日

各 位

会 社 名 株式会社 日本エスコン
代表者名 取締役社長 直 江 啓 文
(J A S D A Q ・ コード 8892)
問合せ先 執行役員 古 川 格
電 話 03-5512-7020

訴状の受理および

訴訟の内容についての当社の見解に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 5 月 22 日付で発表いたしました件（「訴訟の提起に関するお知らせ」）につき、平成 20 年 6 月 16 日に訴状の送達を受けました。相手方の主張の骨子及びこれに対する当社の見解の骨子につきまして、現段階で可能な範囲でご説明いたします。

1. ジェイオー建設株式会社の主張

訴状によれば、原告であるジェイオー建設株式会社（以下「ジェイオー建設」）の主張の骨子は、以下のとおりであります。

- (1) ジェイオー建設は、当社の「信託受益権事業」のため、株式会社ミキシング（以下「ミキシング」）との間で、平成 19 年 6 月 12 日付で「工事建築請負工事契約」を締結し、大規模複合商業施設の建物建築工事を請け負い、これを完成させた。
- (2) ミキシングは、当社が「受益権化のスキーム」を実行しなかったことにより、上記請負工事契約に基づく工事残代金及び追加工事代金合計 33 億 3706 万 8000 円を、その支払期日である平成 20 年 4 月 30 日になっても支払うことができず、同年 5 月 16 日に大阪地方裁判所に民事再生手続開始の申立てをするに至った。
- (3) 当社及び他 1 名は、ジェイオー建設がミキシングとの間で上記請負工事契約を締結するにあたり、信託受益権化のスキームにより当社が工事代金を支払うかの如く信用させて、ジェイオー建設に工事を完成させ、信託受益権化のスキームの実行のために必要であるかのごとき説明をして、ジェイオー建設に表示登記及び引渡を行わせておいて、ジェイオー建設の工事代金債権に対する担保が何らない状況に陥れておいた後、一方的に信託受益権化のスキームを実行せず、工事代金回収の目途を立たなくしたものである。
- (4) 当社が、理由なく信託受益権化のスキームを実行しないことによりジェイオー建設が工事代金を回収できないことを予見しながら、また予見可能な状況にありながら、信託受益権化のスキームを実行しなかったことは、工事代金を回収できると信頼したジェイオー建設に対し、不法行為を構成する。
- (5) ジェイオー建設は、当社及び他 1 名の行為により、工事残代金及び追加工事代金並びにこれによる信用不安及び受注減少の合計 40 億 3706 万 8000 円の損害を受けた。

2. 当社の主張

現在、当社社内におきましても事実関係の再調査及び確認を進めているところですが、現段階における当社の見解の骨子は、以下のとおりです。

- (1) ジェイオー建設は、ミキシングとの間で、平成19年6月12日付で工事建築請負工事契約を締結し、大規模複合商業施設の建物建築工事を請け負い、ミキシングは、上記請負工事契約に基づく工事残代金及び追加工事代金を支払わないまま、民事再生手続開始の申立てをするに至った。なお、ジェイオー建設と当社との間には、何ら契約関係は存在しない。
- (2) ジェイオー建設のいう「信託受益権事業」又は「信託受益権化のスキーム」においては、当社は、ミキシングとの間で平成19年9月14日付で「信託受益権売買予約契約」を締結し、ミキシングが上記商業施設建物を信託銀行に信託譲渡し、当社がその信託受益権をミキシングから買い取ることを予約していたにとどまり、予約した売買を実行する条件が成就されていない(後記(4))。
- (3) 当社又は他1名が、当社がジェイオー建設に対して工事代金を支払うかの如く信用させた事実、その他上記1.(3)に記載されたような事実は存在しない。
- (4) 当社が現在に至るまでミキシングから上記信託受益権を買い取っていないのは、ミキシングのテナント募集状況やテナントとの契約内容が、上記売買予約契約に規定する予約完結権行使の要件を全く充足していないためであり、当社が理由なく「受益権化のスキーム」を実行しないというものではない。
- (5) したがって、当社及び他1名には、ジェイオー建設に対する損害賠償責任は一切ない。

当社の主張の詳細は、当社社内における事実関係の再調査及び確認も踏まえ、今後の裁判において適切に明らかにしてまいる所存であります。

3. 今後の見通し

上記のとおり、当社にはジェイオー建設の主張する損害賠償責任は一切ないと考えておりますので、当社としましては、今後の裁判において、当社の主張の正当性を争っていく方針であります。

なお、今後の裁判の過程におきまして、開示事項が発生した場合には、引き続き速やかに開示してまいります。

以上